

京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を公布する。

平成27年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第12号

京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

京都市指定給水装置工事事業者規程の一部を次のように改正する。

別表第1 外部接続工事の項中「4, 700」を「4, 800」に改め、内部工事の項中「4, 350」を「4, 450」に改め、水洗便所築造のための増設工事の項中「1, 050」を「1, 100」に改め、その他工事の項中「2, 150」を「2, 200」に改める。

別表第2 外部接続工事の項中「7, 150」を「7, 350」に改め、内部工事の項中「6, 800」を「6, 950」に改め、水洗便所築造のための増設工事の項中「2, 400」を「2, 500」に改め、その他工事の項中「3, 150」を「3, 250」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市指定給水装置工事事業者規程の規定は、この規程の施行の日以後に京都市水道事業条例第5条第1項の承認を受けた給水装置工事について適用し、同日前に承認を受けたものについては、なお従前の例による。

(上下水道局水道部給水課)